

市民税・道民税の改正点と

申告についてのお知らせ

税制改正に伴い、給与所得控除などについて変更がありました。また、公的年金等を受給されている方の確定申告についてお知らせします。



給与所得控除の見直し

給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられることとなりました。詳しくは左の表をご覧ください。

給与所得控除の改正		
区分	平成29年度課税分	平成30年度以降
上限額が適用される給与収入額	1200万円	1000万円
給与所得控除の上限額	230万円	220万円

セルフメディケーション税制の新設

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、健康の維持推進や病気の予防のために一定の取り組みをし

ている方を対象に、平成29年

1月1日以降に薬局等で風邪薬や頭痛薬、胃薬など特定一般用医薬品の一部品目（厚生労働省が定める特定成分を含んだ医薬品）を購入したときの費用の一部を所得税・住民税から控除できる制度です。

この制度の適用を受けるためには、一定の要件があります。詳しくは、市民税課または小樽税務署までお問い合わせください。

※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらか一方しか受けられません。

医療費控除の申告方法

平成29年分の申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

医療費控除の明細書には、

医療を受けた人ごと、病院・

薬局ごとに支払った医療費を合計して記載する必要があります。このとき、医療費の領収書は提出の必要がありませんが、自宅で5年間保存する必要があります。

※経過措置として、平成31年分までの申告については、今までどおり領収書の提出での申告も可能です。



「セルフメディケーション税制の明細書」、「医療費控除の明細書」の用紙は、市民税課、各サービスセンター窓口および小樽税務署で入手できます。

◆お問い合わせは、市民税課 ☎4111内線242〜245、☎25354、または小樽税務署 ☎2171へどうぞ。

公的年金等に係る確定申告および市民税・道民税の申告について

公的年金等を受給しており、次の要件に該当する方は確定申告の必要はありませんが、市民税・道民税の申告が必要な場合があります。また、申告を行うと税額が減額になる場合があります。

